

## 7 南玄関東側 緊急車両用スペース



### 南玄関の緊急車両用スペースを利用できるケースについて

送迎する保護者等が、以下のような場合で離れた駐車スペースに送迎することが困難な場合に使用できます。

- ① 児童生徒のけがや緊急性のある場合
- ② 送迎する保護者等の体調不良やけが、身体の不自由さなど
- ③ 一度に大勢の児童生徒を人手の少ない状態で乗せる場合(法人など)
- ④ その他玄関近くでの乗車が必要な場合

なお、状況が予め分かっている場合は、前もって担任に連絡してください。

また、利用希望が重複する場合は譲り合って利用してください。